

#### 4 公園の沿革

- 昭和 52 年 9 月 県営松本運動公園が開設される。
- 昭和 53 年 10 月 第 33 回国民体育大会秋季大会(やまびこ国体)が、松本運動公園を会場に長野県で開催される。
- 平成 3 年 1 月 広域的スポーツ・レクリエーションニーズに対応するとともに、松本空港周辺の環境整備を図るため、県下初の県営広域公園「松本平広域公園緑地」が 148.7ha の規模で都市計画決定される。(既設の松本運動公園を含む)
- 平成 5 年 5 月 広域公園のターミナルゾーン予定地に、信州博覧会のメイン会場となる「グローバルドーム」等博覧会施設が完成する。
- 平成 5 年 7 月 建設省「地域イベント推進事業」第 1 号に認定された信州博覧会が、9 月 26 日までの日程で開催される。
- 平成 6 年 2 月 財団法人長野県公園公社設立の発起人会が開催される。松本平広域公園の愛称及び同公園の施設として存続されることになったグローバルドームの名称が、公募によりそれぞれ「信州スカイパーク」・「やまびこドーム」と決定される。
- 平成 6 年 4 月 松本平広域公園 50.5ha(競技スポーツゾーン《旧松本運動公園》・ターミナルゾーン《信州博覧会会場》)が供用開始される。
- 平成 6 年 7 月 ファミリースポーツゾーン(南管理棟ほか)、花のプロムナードゾーン合わせて 22.0ha が供用開始される。(延面積 72.5ha)
- 平成 7 年 4 月 ターミナルゾーン(展望台ほか)3.1ha が供用開始される。(延面積 75.6ha)
- 平成 7 年 6 月 野と花のゾーン(信州花の広場ほか)12.4ha が供用開始される。(延面積 88.0ha)
- 平成 7 年 9 月 ファミリースポーツゾーン(多目的広場)、野と花のゾーン(迷園)及びみどりの交流ゾーン(多目的広場)合わせて 6.6ha が供用開始される。(延面積 94.6ha)
- 平成 8 年 3 月 競技スポーツゾーン内に「ゆったりトイレ」3 棟が完成する。  
ファミリースポーツゾーン(芝生広場)、野と花のゾーン(ワイルドフラワー園ほか)及びみどりのプロムナードゾーン合わせて 21.9ha が供用開始される。(延面積 116.5ha)
- 平成 8 年 12 月 陸上競技場及び補助競技場の大規模改修工事が完了する。
- 平成 9 年 3 月 競技スポーツゾーン内に「ゆったりトイレ」4 棟が完成する。

- 平成 9 年 4 月 松本平広域公園の都市計画決定面積が、149.9ha(みどりの交流ゾーン 1.2ha 増加)に変更される。  
みどりの交流ゾーン(街かど広場)1.9ha が供用開始される。  
(延面積 118.4ha)  
ファミリースポーツゾーン有料施設利用者が 10 万人に達する。
- 平成 9 年 7 月 競技スポーツゾーン内に第 14 号駐車場(普通車 88 台)が完成する。
- 平成 9 年 10 月 社団法人日本公園緑地協会主催の「第 13 回都市公園コンクール《管理運営部門》」で建設省都市局長賞を受賞する。
- 平成 10 年 3 月 みどりの交流ゾーン「街かど広場」から、競技スポーツゾーン「庭球場」までの園路(L=500m、W=3.0m)が整備され、一部県道土合松本線の歩道を利用するものの松本空港沿いに公園内を一周できるコースが完成する。
- 平成 11 年 4 月 競技スポーツゾーン(防災備蓄倉庫)0.3ha が供用開始される。  
(延面積 118.7ha)
- 平成 12 年 4 月 松本平広域公園みどりの交流ゾーン(花木広場、親しみ広場、芝生グラウンド)10.0ha が供用開始され、公社が管理運営業務を受託する。  
(延面積 128.8ha)
- 平成 13 年 4 月 松本平広域公園みどりの交流ゾーン(総合球技場、東エリア)11.8ha が供用開始される。(延面積 140.6ha)
- 平成 13 年 9 月 松本平広域公園ターミナルゾーン(松本市図書館建設地)0.2ha が県営公園の区域から除外される。(延面積 140.4ha)
- 平成 14 年 10 月 松本平広域公園みどりの交流ゾーン(東エリア)1.2ha が供用開始される。(延面積 141.6ha)
- 平成 18 年 3 月 財団法人 長野県公園公社が解散する。
- 平成 18 年 4 月 指定管理者制度を導入。

**資料 3 公園施設小規模修繕実績（平成 31 年度（令和元年度）～令和 6 年度）**  
**（指定管理者実績）**

年 度	件数	金 額
平成 31 年度 (令和元年度)	47 件	14,190,962 円
令和 2 年度	18 件	8,434,699 円
令和 3 年度	30 件	11,806,031 円
令和 4 年度	27 件	11,880,997 円
令和 5 年度	25 件	11,055,489 円
令和 6 年度	30 件	17,391,084 円

資料4 条例で定めるスポーツ施設等の利用料金の額

(陸上競技場及び庭球競技場に関する利用料金については、条例改正により確定するため変更となる可能性がある。)

1 陸上競技場

区 分		金 額	
		午前8時30分から午後9時まで	
グラウンド	専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	1時間について 7,000円
		上記以外に利用する場合	入場料の総額に100分の10を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)ただし、その額が227,500円に満たないときは、227,500円とする。
	入場料を徴収しないで利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	1時間について 3,500円
		上記以外に利用する場合	1時間について 17,500円
専用しない場合	一般	1人1時間について 100円 (午後5時以降は屋内練習場・雨天走路のみ利用可)	
	小・中学生及び高校生	1人1時間について 50円 (午後5時以降は屋内練習場・雨天走路のみ利用可)	
多目的室1		1時間について 800円	
多目的室2		" 1,100円	
役員室1～3		" 500円	
役員室4		" 1,700円	
センサリールーム1		" 400円	
センサリールーム2		" 500円	
来賓室		" 900円	
来賓控室		" 1,000円	
トレーニングルーム	一般	1人1時間について 250円	
	小・中学生及び高校生	" 100円	
アウトフィールド	専用する場合	1時間について 1,000円 (午前8時30分から午後5時まで)	

1 補助競技場、相撲競技場及び庭球競技場

区 分		金 額			
		補助競技場	相撲競技場	庭球競技場	
専用する場合	午前8時30分から正午まで	円 4,300	円 700	コート1面につき 1時間について 500円	
	正午から午後5時まで	円 5,300	円 900		
	午前8時30分から午後5時まで	円 8,600	円 1,400		
	午後5時から午後9時まで	—	—		
	超過時間（超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。） 1時間につき	円 1,000	—		—
専用しない場合	午前8時30分から正午まで	一般	1人について 150円		1人につき 1時間について 一般 150円 小・中学生及び 高校生 50円
		小・中学生及び高校生	” 50円		
	正午から午後5時まで	一般	” 150円		
		小・中学生及び高校生	” 50円		
	午前8時30分から午後5時まで	一般	” 300円		
		小・中学生及び高校生	” 100円		
	午後5時から午後9時まで	一般	—		
		小・中学生及び高校生	—		

2 体育館

				金 額						
				午前8時 30分から 正午まで	正午から 午後5時 まで	午後5時 から午後 10時まで	午前8時 30分から 午後5時 まで	正午から 午後10時 まで	午前8時 30分から 午後10時 まで	超過時間 (超過時間が 1時間未満の ときは1時間 とし、超過時 間に1時間未 満の端数があ るときは切り 上げるものと する。) 1時間につき
全 部 を 利 用 す る 場 合	入 場 料 を 徴 収 し て 利 用 す る 場 合	アマチュ アスポー ツ又はレ クリエー ションに 利用する 場合	第1 体育館	円 31,500	円 45,000	円 45,000	円 76,500	円 90,000	円 121,500	円 9,000
		第2 体育館	円 12,600	円 18,000	円 18,000	円 30,600	円 36,000	円 48,600	円 3,600	
	上記以外 に利用す る場合	第1 体育館	円 126,000	円 180,000	円 180,000	円 306,000	円 360,000	円 486,000	円 36,000	
		第2 体育館	円 50,400	円 72,000	円 72,000	円 122,400	円 144,000	円 194,400	円 14,400	
	入 場 料 を 徴 収 し な い で 利 用 す る 場 合	アマチュ アスポー ツ又はレ クリエー ションに 利用する 場合	第1 体育館	円 10,500	円 15,000	円 15,000	円 25,500	円 30,000	円 40,500	円 3,000
			第2 体育館	円 4,200	円 6,000	円 6,000	円 10,200	円 12,000	円 16,200	円 1,200
上記以外 に利用す る場合		第1 体育館	円 42,000	円 60,000	円 60,000	円 102,000	円 120,000	円 162,000	円 12,000	
		第2 体育館	円 16,800	円 24,000	円 24,000	円 40,800	円 48,000	円 64,800	円 4,800	

一部 を 利 用 す る 場 合	専用する場合	全部を利用する場合の項に掲げる区分に従い、当該区分に定める額の2分の1に相当する額						
	専用しない 場合	一般	1人1時間について 300円					
		小・中 学生及 び高校 生	1人1時間について 150円					
スタジオ	円	円	円	円	円	円	円	
	2,800	4,000	4,000	6,800	8,000	10,800	800	
第1会議室	円	円	円	円	円	円	円	
第2会議室	4,200	6,000	6,000	10,200	12,000	16,200	1,200	
第3会議室								
第4会議室	円	円	円	円	円	円	円	
	3,500	5,000	5,000	8,500	10,000	13,500	1,000	
特別室	円	円	円	円	円	円	円	
	8,400	12,000	12,000	20,400	24,000	32,400	2,400	

### 3 球技場

区 分		金 額			
		午前8時30分から 正午まで	正午から午後5時 まで	午前8時30分から 午後5時まで	超過時間（超過時間が 1時間未満のときは1 時間とし、超過時間 に1時間未満の端数 があるときは切り上 げるものとする。） 1時間につき
グラ ウン ド	専用する場 合	円 4,300	円 5,300	円 8,600	円 1,100
	専用し ない 場合	一般	1人について 150円	1人について 150円	1人について 300円
小・中学 生及び高 校生		” 50円	” 50円	” 100円	—
第1多目的室					
第2多目的室	700円	1,400円	2,100円	300円	
第3多目的室					
第4多目的室					
観覧室	600円	1,300円	1,900円	300円	

4 総合球技場

区 分			金 額							
			午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	超過時間 (超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。) 1時間につき	
グ ラ ウ ン ド	入場料を徴収して利用する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	円 23,400	円 44,800	円 51,900	円 68,200	円 96,700	円 120,100	円 9,300	
	上記以外に利用する場合		入場料の総額に100分の10を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)。ただし、その額が29万9,100円に満たないときは、29万9,100円とする。							
ウ ン ド	入場料を徴収しないで利用する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	一般	円 11,200	円 22,400	円 26,500	円 33,600	円 48,900	円 60,100	円 4,600
		小・中学生及び高校生	円 5,800	円 11,200	円 12,200	円 17,000	円 23,400	円 29,200	円 2,200	
		上記以外に利用する場合	円 58,100	円 111,000	円 130,000	円 169,100	円 241,000	円 299,100	円 23,400	
第1多目的室			円 3,100	円 6,200	円 6,900	円 9,300	円 13,100	円 16,200	円 1,200	
第2多目的室			円 900	円 2,000	円 2,100	円 2,900	円 4,100	円 5,000	円 400	
第1会議室			円 900	円 2,000	円 2,200	円 2,900	円 4,200	円 5,100	円 400	
第2会議室										
第3会議室										
第4会議室										
第5会議室										
第6会議室										
第7会議室										
第8会議室			円 1,300	円 2,600	円 3,000	円 3,900	円 5,600	円 6,900	円 500	
第9会議室			円 900	円 2,000	円 2,100	円 2,900	円 4,100	円 5,000	円 400	
第10会議室			円 2,000	円 4,000	円 4,500	円 6,000	円 8,500	円 10,500	円 800	
特別会議室			円 4,800	円 9,500	円 10,200	円 14,300	円 19,700	円 24,500	円 1,800	
観覧室			円	円	円	円	円	円	円	

	10,200	21,400	24,400	31,600	45,800	56,000	4,300
--	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

- (備考) 1 多目的室とグラウンドとを併せて利用する場合にあっては、グラウンドを利用する場合の額とする。
- 2 準備等のために、午後9時30分から翌日の午前9時までの間に利用する場合は、知事が別に定める額とする。

5 芝生グラウンド

区 分	金 額			
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで	超過時間（超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。）1時間につき
専用する場合	円 3,500	円 6,900	円 10,400	円 1,200

6 やまびこドーム

区 分			金 額						
			午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	超過時間（超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。）1時間につき
グラウンドを利用する場合	入場料を徴収して利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	円 21,400	円 41,800	円 46,900	円 63,200	円 88,700	円 110,100	円 8,500
		上記以外に利用する場合	平日	円 106,000	円 214,000	円 239,000	円 320,000	円 453,000	円 559,000
	日曜日、土曜日及び休日		円 127,000	円 256,000	円 288,000	円 383,000	円 544,000	円 671,000	円 51,900
	入場料を徴収しないで利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	円 10,200	円 21,400	円 24,400	円 31,600	円 45,800	円 56,000	円 4,300
		一般	円 5,200	円 10,200	円 11,200	円 15,400	円 21,400	円 26,600	円 2,000
			小・中学生及び高校生						

		場合								
		上記以外 に利用す る場合	平日	円	円	円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円	円	円	円
			日曜日、 土曜日及 び休日	円	円	円	円	円	円	円
				52,000	106,000	119,000	158,000	225,000	277,000	21,400
				64,200	126,000	144,000	190,200	270,000	334,200	25,500
一 部 を 利 用 す る 場 合	テニス コート として 専用す る場合	一般		コート1面2時間について 2,100円						
		小・中学生及び 高校生		コート1面2時間について 1,000円						
	専用し ない場 合	一般		1人2時間について 400円						
		小・中学生及び 高校生		1人2時間について 200円						
第1会議室				円	円	円	円	円	円	円
				1,500	3,200	3,600	4,700	6,800	8,300	600
第2会議室				円	円	円	円	円	円	円
				1,200	2,500	2,900	3,700	5,400	6,600	500
第3会議室				円	円	円	円	円	円	円
				400	800	900	1,200	1,700	2,100	200
第4会議室				円	円	円	円	円	円	円
				1,200	1,800	1,600	3,000	3,400	4,600	400

- (備考) 1 「平日」とは、月曜日から金曜日（2に規定する休日を除く。）をいう。  
2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。  
3 入場料を徴収しないで営業のために利用する場合は、入場料を徴収して利用する場合の額とする。  
4 準備等のために、午後9時30分から翌日の午前9時までの間に利用する場合は、知事が別に定める額とする。

## 7 東管理棟

区 分	金 額						
	午前8 時30分 から正 午まで	正午か ら午後 5時ま で	午後5 時から 午後9 時30分 まで	午前8 時30分 から午 後5時 まで	正午か ら午後 9時30 分まで	午前8 時30分 から午 後9時 30分ま で	超過時間（超過 時間が1時間未 満のときは1時 間とし、超過時 間に1時間未満 の端数があると きは切り上げる ものとする。） 1時間につき
会議室	円 1,200	円 1,600	円 1,900	円 2,400	円 3,500	円 4,300	円 300
ホール	4,200	8,400	9,600	12,600	18,000	22,200	1,700

8 パターゴルフ場

区 分	金 額	
	9ホール	18ホール
一般	1人1回について 600円	1人1回について 1,000円
小・中学生及び高校生	1人1回について 300円	1人1回について 500円

9 準備等のために、総合球技場及びやまびこドームを午後9時30分から翌日午前9時までの間に利用する場合の利用料金

区 分	単 位	金 額
総合球技場グラウンドを利用する場合	1時間までごとに	6,800円
やまびこドームグラウンドを全部利用する場合	1時間までごとに	6,400円

10 陸上競技場、補助競技場、庭球競技場、体育館及び総合球技場の備品を利用する場合

備 品 名	単 位	金 額
陸上競技用器具	1点 1回について	60円
	1式 1回について	4,000円
バスケットボール用器具	1組 1回について	410円
バレーボール用器具	1組 1回について	410円
庭球用器具	1組 1回について	410円
ハンドボール用器具	1組 1回について	410円
体操用器具	1種目 1回について	250円
卓球用器具	1組 1回について	150円
バドミントン用器具	1組 1回について	150円
電光得点表示盤	1組 1回について	410円
拡声装置	1式 1回について	2,600円
大型映像装置（陸上競技場）	1式 1時間までごとに	3,100円
大型映像装置（総合球技場）	1式 1時間までごとに	6,400円
放送設備	1式 1時間までごとに	2,300円
折りたたみ椅子	1脚 1回について	10円
机	1脚 1回について	20円

備考 陸上競技用器具「1式」とは、競技場を専用して競技大会等を行う場合に利用する陸上競技用器具のすべてをいう。

11 やまびこドームの備品を利用する場合

備 品 名	単 位	金 額
庭球用器具	1組 1回について	410円
ミニサッカー用器具	1組 1回について	410円
ソフトボール用器具	1組 1回について	810円
バドミントン用器具	1組 1回について	150円
ゲートボール用器具	1組 1回について	150円
可動式ステージ	1式 1回について	1,200円
音調吸音板	1式 1回について	2,600円

放送設備	1式 1時間について	710円
------	------------	------

12 ランニングステーションの備品を利用する場合

備品名	単位	金額
シャワー及びロッカー	1回について	600円

13 照明を利用する場合

区分	単位	金額	
陸上競技場	1時間までごとに	1,000ルクス点灯	16,300円
		750ルクス点灯	12,300円
		500ルクス点灯	8,200円
		200ルクス点灯	3,300円
		100ルクス点灯	1,700円
庭球競技場	1コート1時間までごとに	200円	
総合球技場グラウンド	1時間までごとに	1,500ルクス点灯	16,300円
		1,000ルクス点灯	12,200円
		750ルクス点灯	10,200円
		500ルクス点灯	7,300円
		200ルクス点灯	3,500円
やまびこドームグラウンド	全部利用する場合 1時間までごとに	全点灯	5,000円
		2分の1点灯	2,500円
		4分の1点灯	1,200円

14 冷房又は暖房を利用する場合

区分	単位	金額	
体育館	1時間までごとに	6,900円	
球技場	1時間までごとに	第1多目的室	100円
		第2多目的室	
		第3多目的室	
		第4多目的室	
総合球技場	1時間までごとに	第1多目的室	500円
		第2多目的室	
		第1会議室	200円
		第2会議室	
		第3会議室	
		第4会議室	
		第5会議室	200円
		第6会議室	
		第7会議室	
		第8会議室	200円
		第9会議室	100円
		第10会議室	300円
特別会議室	200円		

	観覧室		400円
やまびこドーム	第1会議室	1時間までごとに	200円
	第2会議室		200円
	第3会議室		100円
東管理棟	会議室	1時間までごとに	100円
	ホール		700円

15 電気器具の持込みをして電力を利用する場合

区 分	単 位	金 額
スポーツ施設等	電気器具の定格消費電力の合計が 1キロワット1時間までごとに	20円

資料5 松本平広域公園内の売店及び自動販売機設置状況

区分	場所	許可の種類	使用料 (R6実績)	備考
売店（菓子、 ジュース等）	南管理棟内	公園施設の設置	27,915円	84日間
	みどりの交流ゾーン休憩棟		12,580円	17日間
	ターミナルゾーン		984円	71日間
	ランニングステーション内		112,244円	117日間
自動販売機 (ジュース)	総合球技場内	公園施設の設置	35,079円	3台
	体育館外		2,531円	3台
	やまびこドーム内		19,960円	2台
	南管理棟		80,866円	3台
	東管理棟		72,625円	1台
	ランニングステーション		70,033円	1台
	ファミリースポーツゾーン		2,530円	3台
	みどりの交流ゾーン		10,756円	14台
	競技スポーツゾーン		12,023円	12台
	野と花のゾーン、花のプロムナードゾーン、ターミナルゾーン、みどりのプロムナード		17,291円	22台

売店の備考欄の日数は、開店日数である。

資料6 松本平広域公園内の自転車、用具貸出事業の概要

事業名	貸出用具	利用者数 (R6実績)	収入 (R6実績)
自転車貸出事業	サイクリング自転車（143台） おもしろ自転車（44台） 二人乗り自転車（15台） 電動補助自転車（12台） 一輪車（5台） 車いす搭載自転車（1台）	38,182人	10,997,150円
バッテリーカー貸出事業	パトカータイプ、 レーシングカータイプ等（8台）	16,356人	1,635,600円
ニュースポーツ用具等貸出事業	フライングディスクゴルフ、 ペタンク、ホースシューズ、 グラウンドゴルフ、クローケー等 マレットゴルフ（スコアカード含む）	507人	478,730円

資料7 スポーツ施設等利用実績及び収入状況（平成31年度（令和元年度）～令和6年度）

1 平成31年度（令和元年度）

施設名	利用人数（人）			収入金額 （円）
	専用	個人	合計	
総合球技場（アワイ）	327,274	-	327,274	41,299,260
陸上競技場	69,302	7,567	76,869	5,650,530
補助競技場	31,185	-	31,185	796,140
庭球競技場	11,709	728	12,437	3,608,830
体育館	82,971	635	83,606	6,960,910
球技場	8,247	-	8,247	696,670
やまびこドーム	114,879	185	115,064	21,932,350
パターゴルフ場	-	1,741	1,741	1,114,300
その他※	8,661	-	8,661	5,600
合計	654,228	10,856	665,084	82,064,590

※相撲競技場、多目的広場

2 令和2年度

施設名	利用人数（人）			収入金額 （円）
	専用	個人	合計	
総合球技場（アワイ）	128,225	-	128,225	15,619,710
陸上競技場	20,684	8,212	28,896	2,432,225
補助競技場	6,258	-	6,258	373,250
庭球競技場	10,110	764	10,874	3,547,430
体育館	33,978	918	34,896	4,984,940
球技場	4,700	-	4,700	514,280
やまびこドーム	30,996	224	31,220	9,496,990
パターゴルフ場	-	1,603	1,603	1,064,700
その他※	5,556	-	5,556	0
合計	240,507	11,721	252,228	38,033,525

※相撲競技場、多目的広場

### 3 令和3年度

施設名	利用人数(人)			収入金額 (円)
	専用	個人	合計	
総合球技場(アルウィン)	156,384	-	156,384	18,069,460
陸上競技場	24,800	5,257	30,057	4,563,315
補助競技場	10,621	-	10,621	769,560
庭球競技場	10,807	441	11,248	3,727,210
体育館	42,006	375	42,381	7,631,240
球技場	4,347	625	4,972	724,900
やまびこドーム	26,469	59	26,528	9,728,190
パターゴルフ場	-	1,706	1,706	1,184,200
その他※	6,767	-	6,767	0
合計	282,201	8,463	290,664	46,398,075

※相撲競技場、多目的広場

### 4 令和4年度

施設名	利用人数(人)			収入金額 (円)
	専用	個人	合計	
総合球技場(アルウィン)	191,629	-	191,629	26,016,930
陸上競技場	28,857	4,164	33,021	2,906,555
補助競技場	10,968	101	11,069	635,240
庭球競技場	6,008	179	6,187	1,815,930
体育館	11,822	95	11,917	1,366,830
球技場	5,628	-	5,628	871,940
やまびこドーム	44,188	11	44,199	11,732,440
東管理棟(ホール)	2,003	-	2,003	687,860
ランニングステーション	-	986	986	419,300
パターゴルフ場	-	2,098	2,098	1,481,000
その他※	8,236	-	8,236	1,400
合計	309,339	7,634	316,973	47,935,425

※相撲競技場、多目的広場

## 5 令和5年度

施設名	利用人数(人)			収入金額 (円)
	専用	個人	合計	
総合球技場(アルウィン)	209,562	-	209,562	32,899,790
陸上競技場	-	-	-	-
補助競技場	18,262	2,080	20,342	1,163,380
庭球競技場	-	-	-	-
体育館	-	-	-	-
球技場	6,347	-	6,347	842,190
やまびこドーム	116,751	78	116,829	22,663,430
東管理棟(ホール)	3,573	-	3,573	1,361,100
ランニングステーション	-	2,102	2,102	456,500
パターゴルフ場	-	1,635	1,635	1,107,000
その他※	8,802	-	8,802	0
合計	363,297	5,895	369,192	60,493,390

※相撲競技場、多目的広場

## 6 令和6年度

施設名	利用人数(人)			収入金額 (円)
	専用	個人	合計	
総合球技場(アルウィン)	212,808	-	212,808	29,484,290
陸上競技場	-	-	-	-
補助競技場	22,132	1,708	23,840	1,446,265
庭球競技場	-	-	-	-
体育館	-	-	-	-
球技場	7,286	-	7,286	864,000
やまびこドーム	131,278	57	131,335	22,790,560
東管理棟(ホール)	5,339	-	5,339	1,120,900
ランニングステーション	-	3,349	3,349	607,100
パターゴルフ場	-	1,516	1,516	1,206,700
その他※	8,152	-	8,152	0
合計	386,995	6,630	393,625	57,519,815

※相撲競技場、多目的広場

資料8 指定管理料（平成31年度～令和7年度）

年 度	指 定 管 理 料
平成31年度	399,364,000 円
令和2年度	426,052,000 円
令和3年度	427,609,000 円
令和4年度	417,250,000 円
令和5年度	411,815,000 円
令和6年度	412,059,000 円
令和7年度	434,802,000 円